

第3章 新居浜市の「公共交通インフラ」の整備状況

(1) 概要

新居浜市の公共交通は鉄道（JR 四国）、路線バス、別子山地域バス、高速乗合バス、タクシー、おでかけタクシー※、そして海上交通の中距離フェリーと市営渡海船である。路線バスは他市からの乗り入れも含めれば 10 路線ある。別子山地域と市街地を結ぶ別子山地域バスと、主に高齢者等の利用を想定したおでかけタクシーは、協議会による事業委託の形で民間事業者が運行管理している。

※おでかけタクシー：新居浜市内で運行するデマンド型乗り合いタクシーの愛称。本編 P26、P28 及び P36 以降は「デマンドタクシー」と表現。

(2) JR 予讃線

鉄道は JR 予讃線が市内を東西方向に走っている。西から中萩駅、新居浜駅、多喜浜駅の 3 駅がある。中萩駅と多喜浜駅は無人駅である。普通列車が上下合わせて 38 本/日運行されており、新居浜駅にはこれに加えて特急が上下合わせて 36 本/日運行されている。JR は四国全域、本州及び九州への長距離移動手段の 1 つとなっている。

新居浜駅の始発は伊予西条方面が 5 時 54 分の松山行特急、観音寺方面が 5 時 6 分の岡山行特急である。終電は伊予西条方面が 23 時 52 分の伊予西条行特急、観音寺方面が 22 時 6 分の多度津行各駅停車である。

JR 四国は現在、パークアンドライド「車 de トレイン」サービスを提供している駅が愛媛県内には 10 駅あるが、新居浜駅もその 1 つである。往復チケット購入など一定条件を満たす利用者に対し、無料で自家用車を駐車できる場所を駅近隣に提供するサービスである。新居浜駅には現在 47 台分のスペースを用意されている。

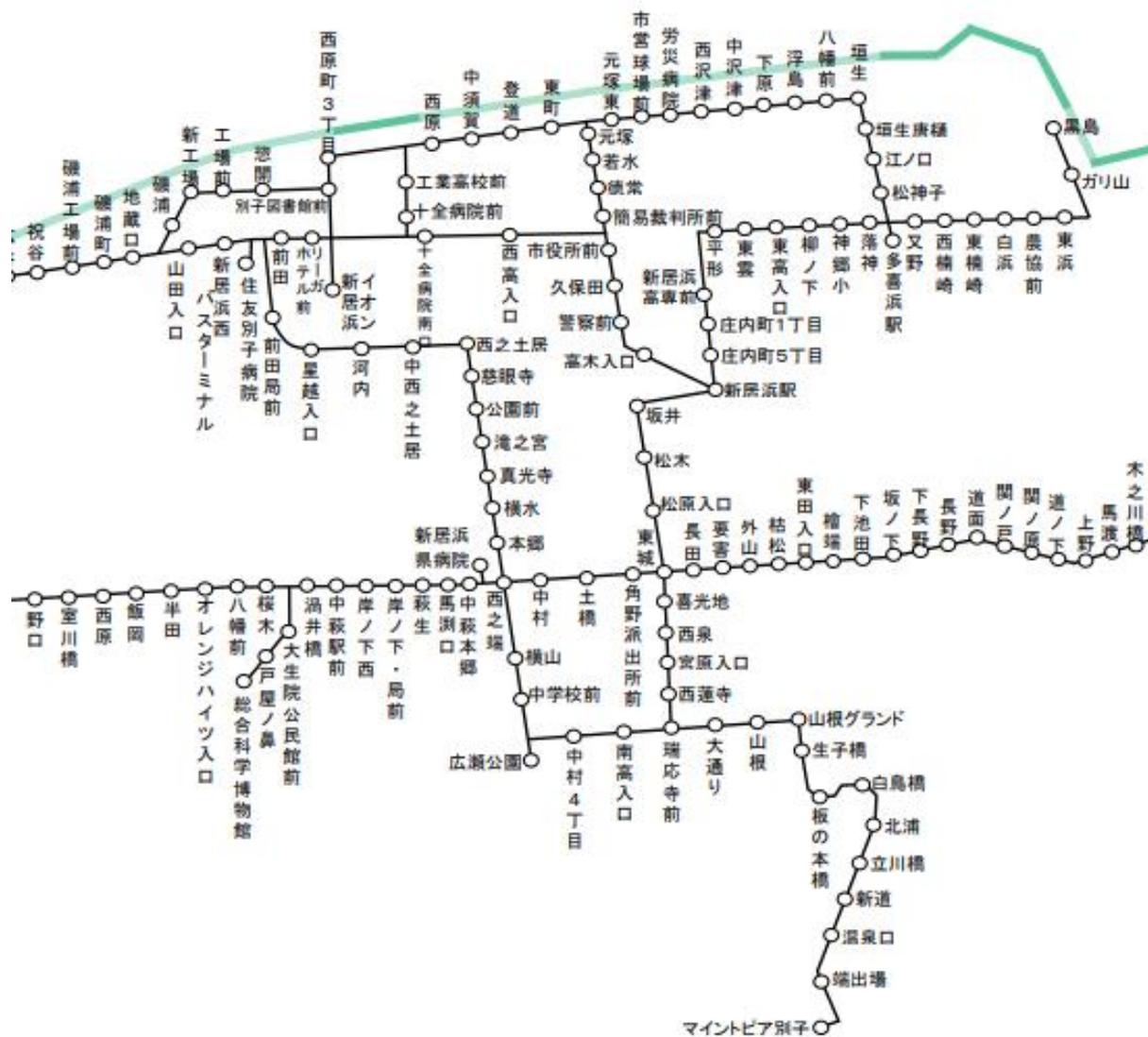
なお、交通系 IC カードは現在、四国で利用可能な駅は 20 駅のみで、JR 四国は新居浜駅等へ導入する計画は現時点ではないとしている（新居浜市および JR 四国のウェブサイトより）。

(3) 路線バス

新居浜市内では、瀬戸内運輸株式会社（本社：今治市）が現在、市外からの乗り入れも含めると 10 路線（市内完結路線は 5 路線）のバスを運行している（【新居浜駅—松山線（特急）】は伊予鉄グループと共同運行）。

大別すると「上部西地区と川西地区」をつなぐのが中萩・西条線と周桑・マイントピア線、「上部東地区と川西地区」をつなぐのが新居浜・川之江線、「川東地区と川西地区」をつなぐのが黒島線と広瀬・多喜浜線である。

図表 3-1 新居浜市および近隣でのバス路線図



出典：瀬戸内運輸株式会社資料

多くの路線が「新居浜西バスターミナル～新居浜駅」間で並走運行しており、あわせると1日あたり100便程が同区間を走っている。

JRの駅との接続について、【広瀬・多喜浜線】以外の路線全てが新居浜駅に停車する。多喜浜駅は【広瀬・多喜浜線】の終点であり、【黒島線】のバス停も設置されている。中萩駅は、【中萩・西条線】のバス停が近くに設置されている。

運賃には現金支払いのほか、回数券がある。回数券は「普通」「指定区間」「通学」の3種類ある。「普通」は2200円分を2000円で販売する「組み合わせ」と、11枚綴りを10枚分の運賃で販売する「金券式」の2つがある。新居浜市内では「新居浜営業所」と「せとうち観光新居浜」の2箇所で回数券は購入できる。

また、身体障害者手帳等の所有者は一部を除いて、通常の5割から7割の運賃で利用できる。

さらに、自動車などの運転免許証を自主返納し「運転経歴証明書」を持っている人は、利用時の提示で本人に限り、路線バス運賃が5割引（端数は10円単位切り上げ）になる。ただし、支払いは現金のみである。なお、路線バスだけでなく、タクシー料金の割引制度（1割引）も受けられる。

なお、新居浜駅—松山線（特急）について補足する。前述したように瀬戸内運輸と伊予鉄グループと共同運行である。

定期券は発行会社の便のみ有効だが、回数乗車券は共通で利用できる。さらに伊予鉄グループが発行する交通系 IC カード「IC い〜カード」はせとうちバス便では利用できない。

（４）別子山地域バス

別子山地域バスは別子橋（別子山地区）～新居浜駅～イオンモール新居浜～住友別子病院（川西地区）を結ぶ路線である。電源立地地域対策交付金事業により運行され、市からの委託によりタクシー会社が運行管理している。片道一日 4 便である。

市街地では別子山地域バス停留所で乗降でき、別子山地域内ではふるさと館やゆらぎの森などの希望する場所（住宅）まで送迎する「デマンド方式」で運行されている。予約なしで乗車できるが、予約優先である。運賃は一部を除き大人 400 円、小人 200 円で、障害者およびその介護者 1 名は半額である。ほかに回数券や定期券がある。

別子山地域バスの車両はバスとワゴンがある。バスの乗車定員は普通席 20 名及び車いす 2 名、計 22 名。車両後部のリフトにより、車いすに載ったまま乗り降りができる。バスが点検などで使用できない時、また予約者の状況に応じてワゴンで運行する場合がある。ワゴンは乗車定員 9 名及び 13 名である。

（５）高速乗合バス

現在、関西方面と東京方面に向かう 2 路線の高速乗合バスが、新居浜駅や新居浜西バスターミナルから利用可能である。瀬戸内運輸と他社との共同運行便である。

- 今治～新居浜駅・新居浜西バスターミナル～神戸・大阪：片道 5 便/日。神戸まで大人片道 5,200 円、大阪まで 5,400 円。瀬戸内運輸と阪神バスの共同運行。
- 今治～新居浜西バスターミナル～東京：片道 1 便/日。渋谷マークシティまで大人片道通常期 11,800 円。瀬戸内運輸と東急トランセの共同運行。

（６）タクシー

市内では現在 8 社がタクシー事業を営んでいる。保有台数は合計 104 台（令和 4 年度）である。

身体障害者手帳 1 級または 2 級、療育手帳 A 級、あるいは精神障害者保健福祉手帳 1 級の手帳を保有する重度障害者（児）がタクシーを利用する場合、新居浜市がその料金の一部を助成する制度がある。対象者は事前の申請が必要で、障害者支援施設などに入所中の障害者は対象外となっている。助成額は一回の利用で 250 円。1 人につき 1 ヶ月 4 枚で、年間最大 48 枚である。利用できるタクシーは一般タクシーが 8 社、介護タクシーは 5 社、福祉タクシーは 2 社となっている。

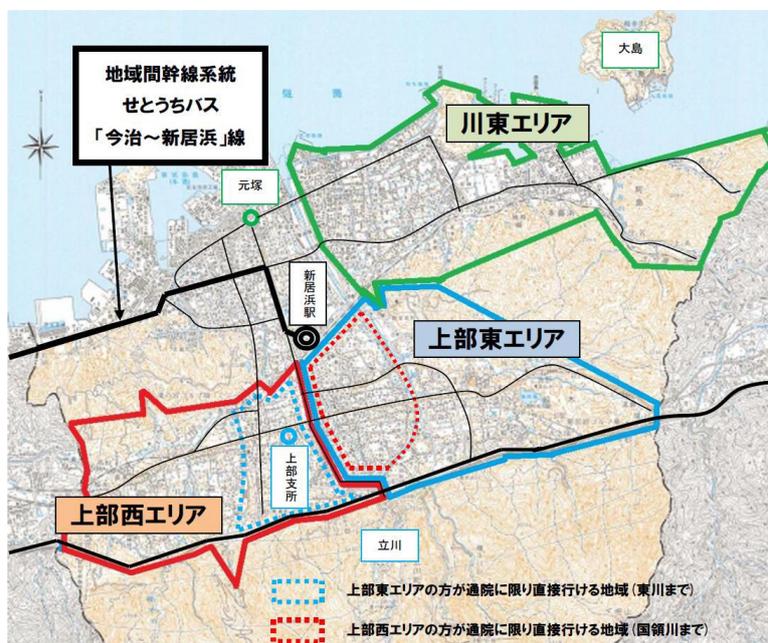
（７）おでかけタクシー

おでかけタクシーの運行は、バス交通の空白地域を解消する目的と高齢者などの交通弱者の通院や買い物といった日常生活に不可欠な移動手段を提供する目的を持つ。各種拠点へのアクセスを確保し、公共交通軸のネットワークを連携させる。外出促進につながる効率的な運行体系が実現でき、誰もが便利に使える公共交通が構築されることにおでかけタクシーは寄与するものである。

おでかけタクシーは平成 23 年 1 月に試験運行を、そして平成 26 年 10 月に本格運行を開始した。路線バスのサービス圏域に入らない地域（人口の約 37%程度）をカバーするように運行している。

おでかけタクシーの運行エリア（利用対象区域）は現在、川東エリア、上部東エリア、上部西エリアである（地図参照）。運行形態は登録制で、予約をして乗り合いでエリア内を移動する。なお、川西エリアでも実証実験が令和 5 年 3 月に開始された。

図表 3-2 おでかけタクシーの運行エリア



出典：新居浜市資料

行き先として指定できる施設は、交通結節点(バス停留所・駅・港等)、医療・福祉施設(病院・診療所、歯科医院、介護施設等)、金融機関(銀行、金庫、農協、郵便局等)、商業施設(理美容室、各種小売店、飲食店等)、保育・教育施設(保育所、幼稚園、小・中・高校等)、公共施設(支所、公民館、福祉施設、公園、文化・スポーツ施設、環境・衛生施設等)、その他、新居浜市地域公共交通活性化協議会が認める施設（新居浜駅など）である。

運行時間帯は月曜日～金曜日（日曜・祝休日は運休）9時から16時まで一時間おきの8便、土曜日は9時から13時までの5便である。

運行車両はセダン型タクシー（定員4人）である。月曜日～金曜日の1～6便は2台×3エリア、7・8便は1台×3エリアで運行する。土曜日（1～5便）は2台×3エリアである。

利用料金は大人（中学生以上）1回片道乗車500円、小人（小学生以下）1回乗車250円となっており、未就学児は1歳未満は無料、1歳以上は保護者1人につき1人無料である。運転経歴証明書や障害者手帳を提示すれば半額となる。

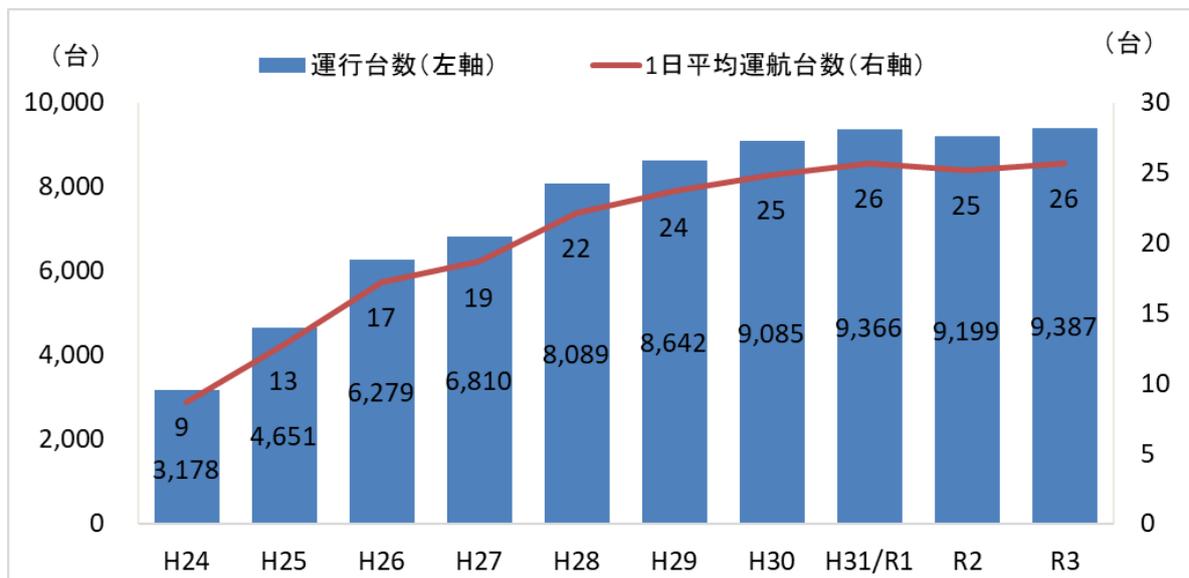
利用方法は事前に利用登録を行い、電話予約等により乗車する。ただし、対象エリア内であっても自宅から直線距離で300m以内にバス停がある場合は、バス利用が困難等の事情があれば登録できる。

おでかけタクシーについては、市政だよりや出前講座など広報活動が行われている。

運送を担う事業者は、市内の全タクシー事業者が加盟する新居地区旅客自動車協同組合の協議で決定された。現在、川東エリアは有限会社東雲タクシー、上部東エリアは有限会社光タクシー、上部西エリアは中萩タクシー有限会社が運送を担っている。

運行台数および一日あたり運行台数は利用者の増加にあわせて増加してきたが、令和2年以降、新型コロナウイルス感染症の影響により需要が増えていないことが影響し伸びていない。令和3年の一日平均運行台数は26台にとどまっている。

図表 3-3 おでかけタクシーの運行台数の推移

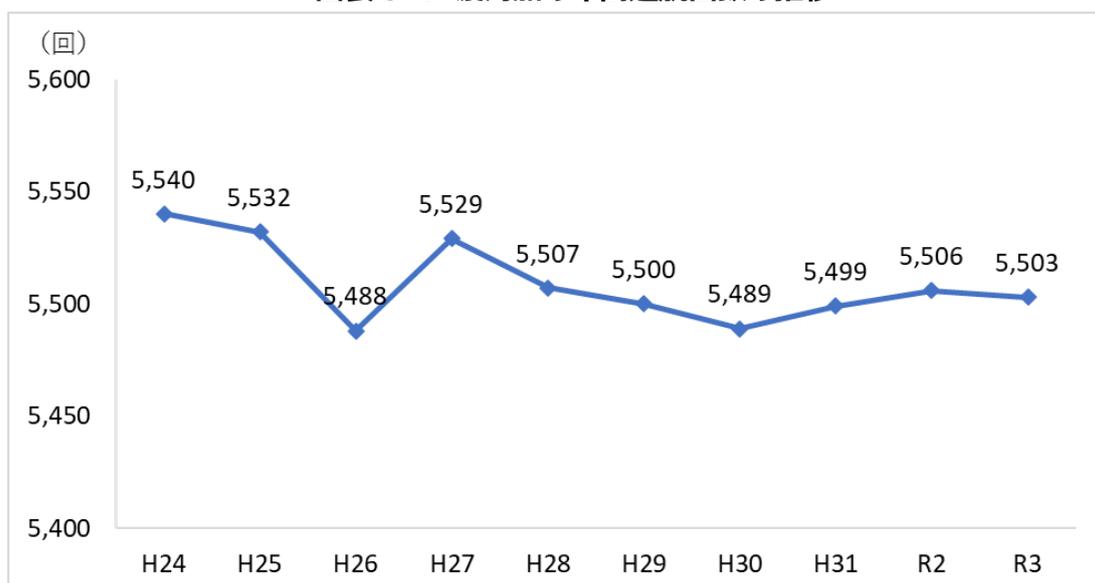


出典：新居浜市資料

(8) 市営渡海船

新居浜市営渡海船は、大島と黒島間を結ぶフェリーである。営業航路は2.5km、在籍船舶数は「おおしま7(188t)」と「くろしま(19t)」の2隻となっている。年間運航回数は、令和3年度で5503回(往復の回数)となっている。

図表 3-4 渡海船の年間運航回数の推移



出典：新居浜市資料

一日あたりの運航本数は上り及び下り各々13便で、6時台～21時台まで、所要時間約15分の航路を運航している。大人60円、小人30円である。定期券(一般、一ヶ月1800円など)や回数券(大人12枚綴で600円など)もある。自動車等も利用可能である。

(9) 中距離フェリー

中距離フェリーは、新居浜東港～神戸六甲を結ぶオレンジフェリーである。運航本数は1日1往復で、新居浜東港発は16：30（神戸六甲 23：50 着）、新居浜東港着は8：10（神戸六甲 1：10 発）である。トラック輸送を優先して運航している。